

北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の経済的負担を軽減し、もってその日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的として、北九州市安全・安心条例第22条の規定に基づき、予算の範囲内において犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第177条、第179条第2項（これらの未遂を除く）又は第241条第1項（不同意性交等の罪の未遂を除く）の罪をいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病若しくは性犯罪の被害をいう。
- (4) 重傷病 犯罪被害による負傷又は疾病（精神疾患を含む。）であって、その治療に要する期間が1か月以上と医師に診断されたものをいう。
- (5) 犯罪被害の発生を知った日 犯罪行為により死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪行為により重傷病を負った場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。
- (6) 犯罪被害が発生した日 警察等の捜査機関に申告した犯罪被害を受けた日として関係機関等への照会等により確認できる日をいう。
- (7) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず次に掲げる市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する虐待を受けていた者

カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者

（見舞金の種類等）

第3条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対し、一時金として支給するものとする。

（1）遺族見舞金

ア 支給額

30万円

イ 支給対象者

犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の遺族（当該犯罪行為が行われた時に、市民である者に限る。）であって、次条の規定により第1順位の遺族となるもの

（2）重傷病見舞金

ア 支給額

10万円

イ 支給対象者

犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時に、市民である者に限る。以下「重傷病被害者」という。）

（3）性犯罪被害見舞金

ア 支給額

10万円

イ 支給対象者

性犯罪の被害を受けた者（当該犯罪行為が行われた時に、市民である者に限る。以下「性犯罪被害者」という。）

（遺族の範囲及び順位）

第4条 遺族見舞金の支給対象となる遺族は、死亡被害者の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）死亡被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（以下「事実婚等」という。）

（2）死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（3）前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに市長が適当と認めた親族

- 2 死亡被害者の死亡の時ににおいて胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該子の母が死亡被害者の死亡の時に死亡被害者の収入によって生計を維持していた場合にあつては同項第2号の子と、その他の場合にあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の給付対象者となる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前にその者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、北九州市遺族見舞金受給代表者届出書（様式第1号）の提出をもって代表者と定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

（見舞金の支給制限）

第5条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 警察等の捜査機関に犯罪被害を受けたことが申告されておらず、当該申告の事実が関係機関等への照会等により確認できないとき。
- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。以下この条において同じ。）が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が次のいずれかに該当する者である場合
 - ア 北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
 - イ 暴排条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と親密な関係を有する者
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

（見舞金の調整）

第6条 重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、既に支給した重傷病見舞金の額を控除した額とする。

- 2 性犯罪の被害を受け、当該性犯罪により重傷病を負った者に対して支給する見舞金は重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれかとする。

(支給の申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北九州市犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請者が当該見舞金の申請をすることができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができる。

- 2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認できる場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

ア 死亡被害者の死亡診断書、その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

イ 申請者が、犯罪被害を受けた時において、市民であった者又は市内に居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

ウ 申請者の氏名、生年月日及び死亡被害者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書(戸籍の謄本又は抄本等)

エ 申請者が、死亡被害者の死亡の当時、死亡被害者と事実婚等にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し等)

オ 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害を受けた時において、死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(死亡被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し)

カ 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、北九州市遺族見舞金受給代表者届出書(様式第1号)

キ 誓約書兼同意書(様式第3号)

ク 代理申請の場合は、代理人であることを証明する書類(法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状)

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

ア 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書

犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病の状態が明記されている診断書

イ 申請者が、犯罪被害を受けた時において、市民であった者又は市内に居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

ウ 誓約書兼同意書(様式第3号)

エ 代理申請の場合は、代理人であることを証明する書類(法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状)

オ その他市長が必要と認める書類

(3) 性犯罪被害見舞金

ア 申請者が、性犯罪の被害を受けた時において、市民であった者又は市内に居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

イ 誓約書兼同意書（様式第3号）

ウ 代理申請の場合は、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状）

エ その他市長が必要と認める書類

（支給の申請の期限）

第8条 前条第1項の申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に支給申請ができなかったときは、その理由が消滅した日から6月以内に限り、同項の支給申請をすることができる。

（支給の決定等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは見舞金の支給を決定し、北九州市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、見舞金を支給することが適当でないとき認めるときは、北九州市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第10条 前条第1項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、北九州市犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（支給決定の取消し）

第11条 市長は、支給決定者に当該支給を受ける資格がないことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、当該決定を取り消すことができる。

3 前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、市長は、直ちに北九州市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第7号）により支給決定者に対しその旨を通知しなければならない。

（見舞金の返還）

第12条 支給決定者は、前条第1項の規定により支給決定を取り消された場合におい

て、当該取り消しに係る部分に関し既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金の額に相当する金額を市に返還しなければならない。

(報告等)

第13条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者に報告を求めることができる。

(関係機関への情報提供依頼)

第14条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者の同意を得た上で、国、地方公共団体、警察その他の関係機関に情報の提供その他の必要な事項の報告を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する関係機関へ照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に発生した犯罪被害について適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

北九州市長 様

受給代表者
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

北九州市遺族見舞金受給代表者届出書

私は、下記の第1順位遺族と協議し、遺族見舞金の受給代表者となりましたので、北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱第4条第5項の規定により届け出ます。

また、見舞金の受給に係る調整については、遺族間で行うこととし、北九州市に対して異議を申し出ることはありません。

記

（同意者）

住所 _____

氏名 _____

（同意者）

住所 _____

氏名 _____

（同意者）

住所 _____

氏名 _____

（同意者）

住所 _____

氏名 _____

様式第2号（第7条関係）

（表）

年 月 日

北九州市長 様

申請者
郵便番号
住 所
氏 名
(犯罪被害者との続柄)
電話番号

北九州市犯罪被害者等見舞金支給申請書

北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて見舞金の支給を申請します。

見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害見舞金	
申請金額	円	
犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時ごろ	
犯罪行為が行われた場所		
犯罪行為による被害の発生状況		
取扱警察署		
上記警察署に被害届を提出した年月日	年 月 日	
被害者	犯罪行為が行われた時の住所	
	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
遺族見舞金の支給を申請する場合	犯罪行為により死亡した者の死亡年月日	年 月 日
	犯罪行為に係る重傷病見舞金の受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
重傷病見舞金の支給を申請する場合	重傷病の状態	
	犯罪行為が行われた時の住所（現住所と異なる場合のみ記載）	
既に申請している見舞金の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

（北九州市が行う警察署等への情報提供要請に係る同意確認）

私は、北九州市が警察署等の関係行政機関に対して、本申請に係る犯罪行為による被害の状況等の情報提供を求めることについて、同意します。

申請者署名 _____

*裏面に続く

(裏)

関係書類

(1) 遺族見舞金

- ア 死亡被害者の死亡診断書、その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- イ 申請者が、犯罪被害を受けた時において、市民であった者又は市内に居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- ウ 申請者の氏名、生年月日及び死亡被害者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本等）
- エ 申請者が、死亡被害者の死亡の当時、死亡被害者と事実婚等にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等）
- オ 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害を受けた時において、死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（死亡被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し）
- カ 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、北九州市遺族見舞金受給代表者届出書（様式第1号）
- キ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ク 代理申請の場合は、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状）
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

- ア 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書
犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病の状態が明記されている診断書
- イ 申請者が、犯罪被害を受けた時において、市民であった者又は市内に居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- ウ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- エ 代理申請の場合は、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状）
- オ その他市長が必要と認める書類

(3) 性犯罪被害見舞金

- ア 申請者が、性犯罪の被害を受けた時において、市民であった者又は市内に居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- イ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ウ 代理申請の場合は、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状）
- エ その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第7条関係）

誓約書兼同意書

私は、北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱第5条のいずれにも該当しないこと、該当する場合（のちに判明した場合を含む）は、貴市が行う一切の措置について異議を唱えないことを誓約します。

また、北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱第14条の規定に基づく関係機関への報告要請・照会に同意します。

年 月 日

北九州市長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____

記

(ふりがな) 氏名	性別	生年月日

備考1 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載してください。

*裏面に続く

(裏)

北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(見舞金の支給制限)

第5条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 警察等の捜査機関に犯罪被害を受けたことが申告されておらず、当該申告の事実が関係機関等への照会等により確認できないとき。
- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。以下この条において同じ。）が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が次のいずれかに該当する者である場合
 - ア 北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
 - イ 暴排条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と親密な関係を有する者
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

北九州市長

北九州市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった見舞金について、次のとおり支給を決定したので、北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱第9条第1項の規定により通知します。

1 見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害見舞金
2 支給決定額	円

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

北九州市長

北九州市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった見舞金について、次のとおり不支給を決定したので、北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱第9条第2項の規定により通知します。

不支給決定の理由	
----------	--

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

北九州市長 様

支給決定者
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

北九州市犯罪被害者等見舞金支給請求書

北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱第10条の規定により、次のとおり見舞金の支給を請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

北九州市長

北九州市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定を行った見舞金について、北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条第2項の規定により、次のとおり支給決定を取り消したので通知します。

1 見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害見舞金
2 支給決定額	円
3 取消金額	円
4 取消理由	